

博物館の望ましい基準について

2025年5月20日(火)
第2期文化施設部会 博物館WG(第1回)

1. 第1期文化施設部会 博物館WG（第2回）での 御指摘事項について

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～趣旨～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第一条（趣旨）

現行（第一条第1項、第2項）

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。



改正案（第一条第1項、第2項）

第一条 この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、その設置の目的や当該博物館の使命を達成するため、博物館の事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～博物館の設置等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第二条（博物館の設置等）

現行（第二条第1項、第2項）

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。



改正案（第二条第1項、第2項、第3項）

第二条 博物館の設置者は、その設置する博物館が持続的で健全な運営が可能となるよう、この基準に基づき事業の水準の維持及び向上並びに活動の充実及び発展を図ることができるよう、当該博物館の事業の実施、職員の確保及び処遇の向上、施設及び設備等の維持、充実及び活用等に必要な資金等の確保、条例や定款その他の規程の見直し、その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

3 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の地方公共団体等と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～博物館の設置等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第二条（博物館の設置等）

現行（第二条第3項）

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。



改正案（第二条第4項）

4 博物館を設置する地方公共団体が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の選定や、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十六条の規定による公共施設等運営権の設定など、官民連携による施設の運営管理を行う場合には、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図ることができるよう、運営期間や実施体制、事業者の自主性と創意工夫に基づく自主的な運営改善の取組を推進するための諸条件等について十分な検討を行い、事業者との設置者及び管理運営者の相互の緊密な連携の下に、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

2. ご指摘を踏まえた改正案 ～基本的運営方針及び計画～



博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第四条（基本的運営方針及び計画）

現行（第三条第1項）

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。



改正案（第四条第1項及び第2項）

第四条 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下単に「基本的運営方針」という。）の策定及び公表に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命を明確に示すとともに、当該基本的運営方針に基づき当該博物館の活動の充実及び発展が図られ、利用者及び地域住民並びに社会の要請に十分応えるものとなるよう留意するものとする。

2 前項の基本的運営方針の策定に当たっては、法第三条に掲げる事業の推進が図られるよう留意するものとする。（新設）

3 博物館は、地域や社会の状況の変化に対応し、必要に応じて基本的運営方針の見直しを行うよう努めるものとする。（新設）

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～基本的運営方針及び事業計画～



博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第四条（基本的運営方針及び計画）

現行（第三条第2項及び第3項）

- 2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。



改正案（第四条第3項及び第4項）

- 3 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、複数事業年度にわたる中期計画及び事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するとともに、その運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとする。
- 4 博物館は、前項の中期計画及び事業計画の策定に当たっては、その設置の目的や当該博物館の使命並びに地域において定める教育の振興及び文化芸術の推進に関する計画等を踏まえるよう努めるものとする。、利用者及び地域住民並びに社会の要請に十分留意するものとする。

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～運営の状況に関する点検及び評価等～



博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第五条（運営の状況に関する点検及び評価等）

現行（第四条第1項及び第2項）

第四条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。



改正案（第五条第1項及び第2項）

第五条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、前条第三項の中期計画及び事業計画の達成状況、当該博物館の活動の成果その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、当該博物館の利用者及び活動の支援者、地域住民、当該博物館の事業に関して学識経験のある者その他の多様な関係者による評価を行うよう努めるものとする。

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～運営の状況に関する点検及び評価等～



博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第五条（運営の状況に関する点検及び評価等）

現行（第四条第3項及び第4項）

- 3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。



改正案（第五条第3項及び第4項）

- 3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットを活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～経営～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第三条（新設（案））

（博物館の経営）

第三条 博物館は、その設置の目的や当該博物館の使命を達成するため、基本的運営方針を踏まえ、適切に資源を配分するとともに、当該博物館の活動の充実及び発展に向けた新たな支援や資金等の確保に努めるものとする。

2 博物館は、基礎的な運営費を確保するのみならず、入館料の徴収、寄附の受入れ、会員制度による会費、施設利用料、効果的な収益事業の推進等により、当該博物館の収入の多角化とその拡大を図り、将来にわたって文化拠点としての当該博物館の活動が充実、発展し、持続的で健全な運営が可能となるよう努めるものとする。

3 公立博物館（法第二条第二項に規定する公立博物館をいう。）が、法第二十六条ただし書の規定に基づきその維持運営に必要な入館料その他博物館資料（法第二条第四項に規定する博物館資料をいう。以下同じ。）の利用に対する対価を徴収する場合には、博物館の健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与すると法の目的も踏まえ、一般公衆が利用しやすいように配慮するとともに、博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）や説明等の工夫や様態に応じて対価を柔軟かつ効果的に設定するものとする。

4 博物館は、外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、当該博物館の利用者の拡大とその満足度の向上に努めるとともに、多様な支援者や協力者の拡大に努めるものとする。

5 博物館は、その経営に当たり、国際的な状況や海外博物館の動向を踏まえ、必要に応じて海外を含めた他館との連携、調査研究や展示での国際連携、その他国際的な視野に立った経営の改善に向けた工夫に努めるものとする。

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～資料の収集、保管等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第六条（資料の収集、保管）

現行（第五条第1項）

（資料の収集、保管、展示等）

第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。



改正案（第六条第1項、第2項）

（資料の収集、保管等）

第六条 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、基本的運営方針を踏まえ、博物館資料に係る電磁的記録の活用の方法について留意するとともに、その所蔵する博物館資料の将来的な充実及び発展的な活用に向け、収集する資料の範囲や、資料の再評価や処分等を含めた資料管理の在り方について検討するものとする。（新設）

2 博物館は、資料の収集及び保管に当たっては、当該資料に係る学術研究の状況、当該資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）するものとする。

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～資料の収集、保管等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第六条（資料の収集、保管等）

現行（第五条第2項）

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。



改正案（第六条第3項～第5項）

3 博物館は、資料の収集若しくは保管が困難な場合、展示のために教育的配慮が必要な場合又は館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて当該資料を複製、模造若しくは模写した資料を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。

4 博物館は、博物館資料に係るデジタルアーカイブを作成することで、その所蔵する博物館資料の安定的な保存、効率的な管理、積極的な活用の促進に努めるものとする。その際、博物館資料の利用の拡大のため、外部データベース等との連携に努めるものとする。（新設）

5 博物館は、前二項の実施に当たって、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。（新設）

1. ご指摘を踏まえた改正案 ～資料の収集、保管等～

博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第六条（資料の収集、保管等）

現行（第五条第3項～第6項）

- 3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。
- 4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。
- 5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。
- 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。



改正案（第六条第6項～第8項）

- 6 博物館は、博物館資料に関する図書、文献、調査資料その他必要な情報（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。
- 7 博物館は、その所蔵する博物館資料の適切な管理のため、博物館資料を定期的に点検し、補修及び更新等を適切に行うとともに、その来歴や展示の実績等の記録に努めるものとする。
- 8 博物館は、当該博物館が休止又は廃止する等、従前の事業を継続できない場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。また、休止又は廃止に備え、目録の公開や他の博物館等との目録の共有や連携に努めるものとする。

2. 職員、人材育成について

2 博物館の職員、人材育成について

- 博物館法施行規則において、博物館の職員は、「基本的運営方針」に基づいて配置することが求められる。また、研修への参加機会の確保もあわせて規定されている。

博物館法施行規則 第19～20条（抜粋）

第十九条（博物館の体制に関する基準）

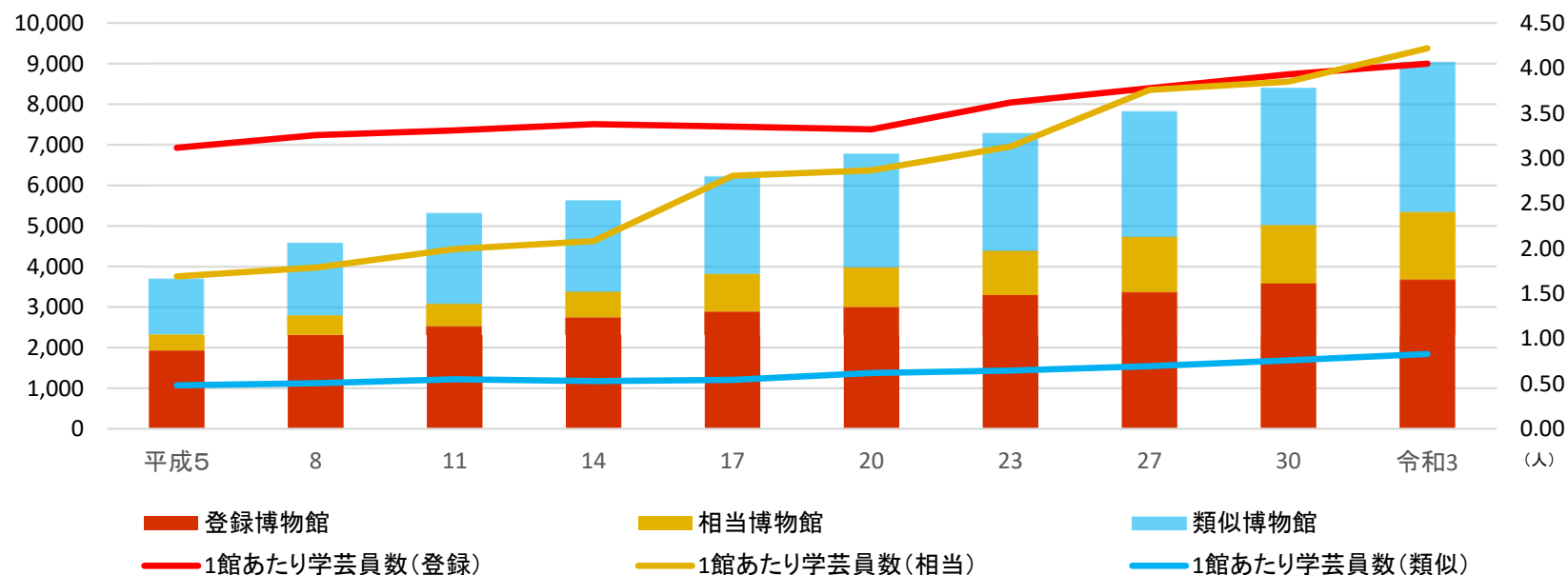
- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、**相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。**
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、**博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。**
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、**所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。**
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、**所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。**
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、**博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。**
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の**教育活動を行う体制を整備していること。**
- 七 法第七条に規定する研修その他の**研修に職員が参加する機会が確保されていること。**

第二十条（博物館の職員に関する基準）

- 一 **基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。**
- 二 **学芸員が置かれていること。**
- 三 **基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。**

学芸員数の推移及び一館当たり人数

- 博物館数の増加に伴い、学芸員数は全体として増加傾向。1館当たりの学芸員数も増加傾向。



区分	平成5	8	11	14	17	20	23	27	30	令和3
学芸員数										
登録博物館	1,929	2,328	2,544	2,766	2,898	3,012	3,304	3,381	3,593	3,688
相当博物館	409	483	550	627	929	978	1,092	1,357	1,432	1,662
類似博物館	1,373	1,778	2,234	2,243	2,397	2,796	2,897	3,083	3,378	3,686
1館当たり学芸員数										
登録博物館	3.12	3.26	3.31	3.38	3.35	3.33	3.62	3.78	3.93	4.05
相当博物館	1.69	1.79	1.99	2.08	2.81	2.88	3.13	3.76	3.85	4.22
類似博物館	0.48	0.5	0.55	0.53	0.54	0.62	0.65	0.70	0.76	0.83

学芸員・学芸員補について

○学芸員

- ・ 博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う、博物館におかれる専門的職員（博物館法第4条3項及び4項）。全国で約9,000人が従事している。
- ・ 以下の者は学芸員資格を有する（法第5条第1項第1-3号）
 - － 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位（9科目19単位）を修得したもの
 - － 学芸員補の資格を有する者で、3年以上学芸員補の職に在ったもの
 - － 文部科学大臣が認定した者（博物館法施行規則第3条）

○学芸員補

- ・ 学芸員補は、学芸員の職務を助けることで博物館運営を支える職員であり（第4条6項）、全国で約1,000人が業務に従事している。
- ・ 短期大学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得した者等は、学芸員補となる資格を有する（法第6条）。

○参 考

- 学芸員養成課程開講 短期大学一覧（令和3年4月1日現在）

(公立短期大学)1	山形県立米沢女子短期大学		
(私立短期大学)5	帯広大谷短期大学	郡山女子大学短期大学部	国立大学短期大学
	大谷大学短期大学部	大阪青山大学短期大学部	－

- 文部科学省令で定める博物館に関する科目

文部科学省令で定める博物館に関する科目（9科目19単位）			
生涯学習概論	2単位	博物館展示論	2単位
博物館概論	2単位	博物館情報・メディア論	2単位
博物館経営論	2単位	博物館教育論	2単位
博物館資料論	2単位	博物館実習	3単位
博物館資料保存論	2単位	－	

- 学芸員数、学芸員補数

出典：社会教育統計（社会教育調査報告書）

	平成23年度	平成27年度	平成30年度	令和3年度
学芸員	7,293人	7,821人	8,403人	9,036人
学芸員補	961人	1,010人	992人	1,045人

現状における日本の博物館の典型的な姿・課題

- 常勤職員数：3人（内、学芸員資格保有者数：1名）
- 常勤の館長がいない施設：40.5%
- 館長の職務権限が明確でない施設：45.8%
（登録：33.4%、相当：28.7%、類似：54.5%）
- 学芸員を配置していない施設：16.5%
（登録：1.6%、相当：4.2%、類似：26.3%）
- 年間入館者数中央値：14,464人（最頻値：5,000人未満）
- 主たる建物の建築年中央値：1988年（平均値：1979年）



○自館が抱える課題

●あてはまる、まああてはまるの合計が50%を超えた項目 (41項目中31項目)	(%)
C-b) 外国人向けの対応が不十分である。	84.5
D-e) ICTを利用した新しい展示方法が導入できていない	80.6
A-i) 財政面で厳しい	79
E-e) ウェブサイト等での資料情報公開が不十分	77.5
G-b) 施設設備が老朽化	75.2
E-d) 資料や資料目録のデジタル化ができていない	73.9
B-a) 職員数が不足	73.2
D-a) 調査研究が進んでいない	72.3
E-g) 収蔵スペースが不足	72.1
C-a) 入館者が確保できていない	71.4
E-c) 必要な資料整理が進んでいない	70.9

○ また、自館における課題として、「外国人向けの対応」（84.5%）、「ICTを利用した新しい展示方法の未導入」（80.6%）、「財政面の厳しさ」（79%）、「施設設備の老朽化」（75.2%）、「職員数の不足」（73.2%）を挙げる館の割合が多い。財政面・人材面・施設整備面等、多角的な解決策が必要。

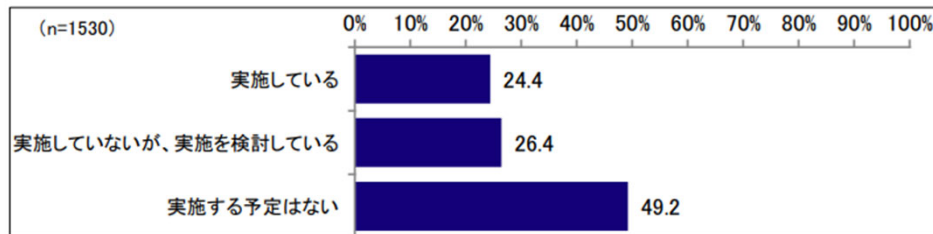
デジタルアーカイブの実施率は4分の1

コロナ禍における博物館を対象としたアンケートでは、実施率は4分の1程度と低調。実施する予定はないと答えた館が約半数に上る。

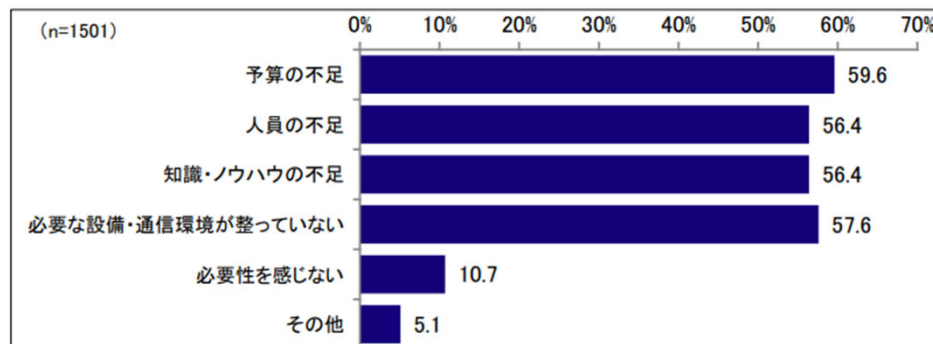
一方で、日博協の総合調査「館の課題」においては77.5%が「webサイト等での資料情報公開が不十分」、73.9%が「資料や資料目録のデジタル化が進んでいない」と答えており課題意識はあるため、事業としての優先順位が低いと推測される。

背景として、取り組みのためのリソース（予算・人員・知識とノウハウ・環境）が博物館現場に揃っていないことがあるが...

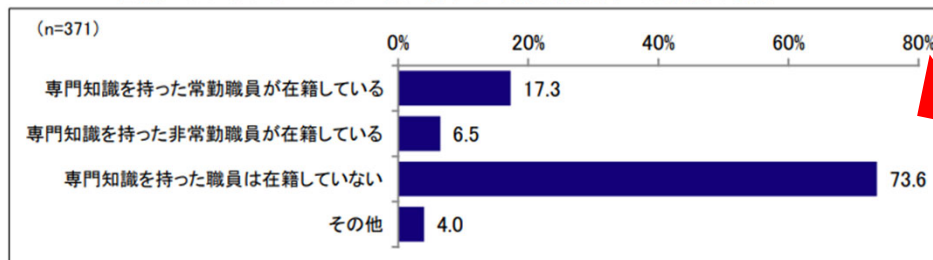
図表 デジタルアーカイブの実施有無



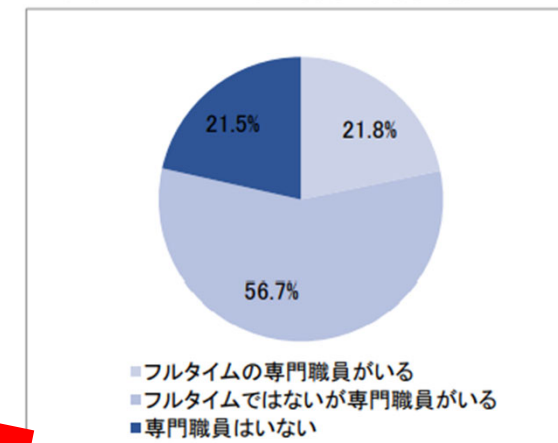
図表 デジタル技術を活用した取組を実施する上での課題



図表 デジタルアーカイブ化に関する専門知識を持った職員の有無



図表 デジタル対応専門の職員の有無



ICOMによる海外館の調査では8割近い博物館にデジタルの専門職員が配置されている結果が確認されている

【出典】令和2年度「博物館の機能強化に関する調査」事業実績報告書

御船町恐竜博物館(熊本県)の多様なスタッフ構成

館 長	山本 國雄 Kunio Yamamoto
名誉館長	マッカミー シェルダン Sheldon McKamey
主任学芸員	池上 直樹 Dr. Naoki Ikegami
学芸員	富澤 由規子 Yukiko Tomizawa
学習指導員	河邊 真二郎 Dr. Shinjiro Kawabe
学芸係	グラフィックデザイナー — 川端 麻莉絵 Marie Kawabata
	資料技師 古閑 公浩 Kimihiro Koga
	調査員 富田 優司 Yuji Tomita
一般事務補助員	田上 良枝 Yoshie Tanoue
主 査	田中 洋介 Yosuke Tanaka
主 事	松下 風喜 Fuki Matsushita
事業管理 係	川上 優子 Yuko Kawakami
	本村 真佐美 Masami Motomura
	有川 友美子 Yumiko Arikawa

古生物学を専攻する学芸員
は1名のみ

他にエデュケーター、プリパ
レーター、デザイナー、イン
タープリター等、多様な専門
人材で体制が構築される

グラフィックデザイナー 川端 麻莉絵 Marie Kawabata

九州産業大学芸術学部デザイン学科卒業。
御船町恐竜博物館のデザイナーとして展示グラフィック制作、刊行物
制作、オリジナルグッズの開発に従事。右の写真は熊本地震後、復興
グッズを作れないかと試行錯誤していた時のもの。



メッセージ

御船町恐竜博物館は展示からグッズまでの多くがここにしかないオリジナルです。そんなユニークな
当館の魅力をたくさん発信できるように頑張ります。当館へのお越しを心よりお待ちしております。

資料技師 古閑 公浩 Kimihiro Koga

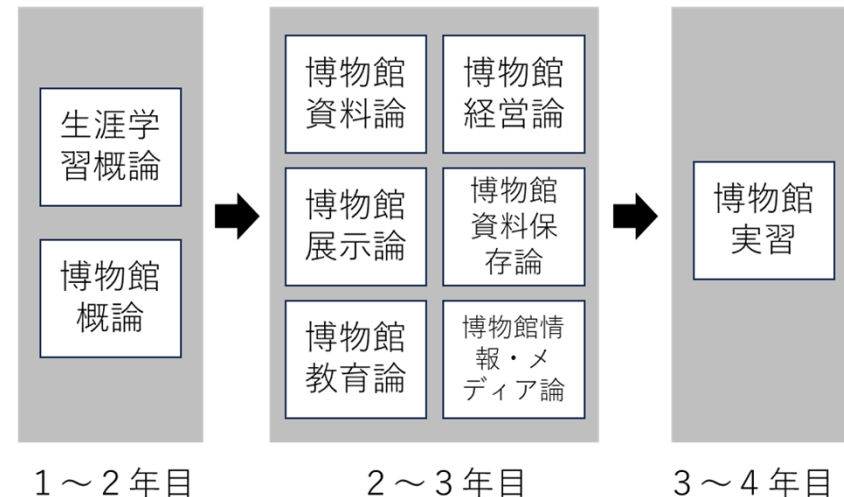
熊本大学教育学部卒業。
2009年から御船町恐竜博物館のプリパレーター（資料技師）として勤
務。御船層群産のハドロサウルス類頭骨化石や八代市産の恐竜化石、
アメリカモンタナ州産の恐竜化石など、多数の化石をクリーニングし
た経験を持つ。



各科目の履修順序の例示

学芸員養成課程の科目のうち、概論とされる科目は初年度等に履修させ、博物館実習は学んだ内容を実地で生かす機会として最終年度に履修させることが望ましいことから、履修順序の例として右図を示した。

<履修順序の例>



実習ガイドラインの改訂

○デジタル・アーカイブ等の法改正の追加事項を盛り込んだことに加え、

博物館のインターンシップ等を活用した**長期実践型館園実習**の類型を新たに示した。

- ・長期実践型館園実習は、大学の判断により、従来の館園実習と同様に1単位以上と認定することが可能。
- ・従来型の館園実習（5～10日）との兼ね合いや一般的な博物館でのインターンの期間を考慮し、延べ80時間、10日以上で設定。大学側の留意点、博物館側の留意点についても追記。
- ・関連して、博物館以外の施設・企業等での見学実習や、就職・キャリアに関する情報提供について追記。

2. 「望ましい基準」改正の方向性 ～職員、人材育成～



博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第十四条（職員）

現行（第十三条第1項、第2項）

第十三条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。



改正案（第十四条第1項、第2項）

第十四条 博物館に、館長を置き、博物館の経営及び当該博物館の事業に関する識見及び経験並びにその活動の充実及び発展を図るために必要な能力を有する者をもって充てるよう努めるものとする。

- 2 博物館に、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員並びに事務及び技能的業務に従事する職員を置き、当該博物館の事業に関する知識及び技能を有する常勤の者をもって充てるよう努めるものとする。

2. 「望ましい基準」改正の方向性 ～職員、人材育成～



博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第十四条（職員）

現行（第十三条第3項）

- 3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。



改正案（第十四条第3項、第4項、第5項）

- 3 博物館は、基本的運営方針に基づき、その事業を効率的かつ効果的に実施するため、各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう努めるものとする。
- 4 博物館は、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方、人材養成の在り方、処遇の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備と業務の改善に努めるものとする。
- 5 博物館は、その職員として、経営管理、教育普及、渉外・広報、デジタル化等の専門性を有する多様な人材を実情に応じて確保するよう努めるものとする。（新設）

2. 「望ましい基準」改正の方向性 ～職員、人材育成～



博物館の設置及び運営上の望ましい基準 第十五条（職員）

現行（第十四条第1項、第2項）

（職員の研修）

第十四条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。



改正案（第十五条第1項、第2項、第3項）

（人材の養成及び研修）

第十五条 都道府県及び市町村教育委員会並びに博物館は、それぞれの役割を踏まえ、博物館の職員が様々な業務を行うことを考慮し、博物館の館長、学芸員その他の職員の能力及び資質の向上を図るために、人材の養成と研修の実施に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、国、都道府県若しくは市町村教育委員会又は博物館が主催する研修その他必要な研修、他の博物館の職員との知見や技術の共有に資する博物館相互の交流等に参加させるよう努めるものとする。

3 博物館は、実習等を希望する学芸員養成課程の学生を積極的に受け入れるなど、学芸員の養成に努めるものとする。（新設）